

PCB 廃棄物対策改善勧告 総務省



総務省は平成 15 年 12 月 5 日、環境省に対し PCB 廃棄物対策の行政勧告を行いました。この勧告は総務省が平成 14 年 8 月から 15 年 12 月にかけて行った PCB 廃棄物対策に関する行政評価・監視結果に基づいて出されたものです。

その内容は、PCB 廃棄物保管事業場名簿の整備と届出を行っていない保管事業場への督促の徹底、PCB 廃棄物保管事業場への計画的な立入検査の実施や特別管理産業廃棄物保管基準・管理責任者の設置規定の遵守などです。

今回総務省が 23 都道府県で 13・14 年度ともに PCB 特別措置法に基づく届出事業場名簿に掲載されていなかった 1,418 事業場を抽出して PCB 廃棄物の保管の有無、届け出状況を調査した結果では、1,418 のうち 744 事業場が届出義務のある事業場に該当しましたが、545 事業場は届け出を行っていませんでした。

また、13・14 年度ともに PCB 廃棄物保管の義務がありながら届出を行っていなかった 65 事業場と 13・14 年度に届出を行った 161 事業場について、PCB 廃棄物保管状況、立入検査の実施状況を調査した結果では、PCB 廃棄物の全部を紛失した事業場が 2、一部を紛失した事業場が 3、保管基準を遵守していない事業場が 167、管理責任者を適正に設置していない事業場が 152 であると確認されました。

資料： 2003 年 12 月 5 日付 EIC ネット

総務部 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

